

早川町・身延町・南部町医療事務組合管理者、特別職の非常勤職員及び議会議員  
の報酬及び費用弁償に関する条例

(令和7年9月1日条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、組合の管理者、副管理者、特別職の非常勤職員(以下「特別職の職員」という。)及び議会議員に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員及び議会の議員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、年の中途において就職した場合は就職する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、退職、失職又は死亡した場合はその日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までをそれぞれ月割計算で支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員及び議会の議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、この条例に定めるもののほか、身延町職員の旅費に関する条例(平成16年9月13日条例第49号)、身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年身延町条例第41号)及び身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年身延町条例第40号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

別表(第2条)

区分		報酬の額
管理者		年額 50,000 円
副管理者		年額 40,000 円
議長		年額 35,000 円
副議長		年額 30,000 円
議員		年額 25,000 円
監査委員		年額 15,000 円
その他の特別職の職員	委員長	日額 5,800 円
	委員	日額 5,400 円